

匠瑳市議会政務活動費取扱要領

1 趣旨

この要領は、匠瑳市議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年匠瑳市条例第6号。以下「条例」という。)及び匠瑳市議会政務活動費の交付に関する規則(平成18年匠瑳市規則第2号)に基づき、市長から交付された政務活動費の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 交付金の使途

(1) 支出できるもの 条例第5条(別表)に掲げる経費

(2) 支出できないもの

ア 交際費的な経費(餞別、慶弔、寸志、病氣見舞、慶弔電報、年賀状、名刺等)

イ 海外出張旅費

ウ 政党本来の活動に属する経費(党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加のための旅費等)

エ 会議に伴う食事以外の飲食及び遊興の経費

オ レクリエーション等の経費

カ 選挙活動に伴う経費

3 収入及び支出の適正管理並びに関係書類の保存

(1) 政務活動費専用の預金口座を設けること。

(2) 支出に当たっては、領収書を徴しておくこと。

(3) 領収書を徴することができない場合は、帳簿等に必ず記載すること。

(4) 他の議員と共同で市政に関する調査研究を行った場合、これに係る経費の領収書等は、それぞれ徴しておくこと。

(5) 収支報告書の提出に当たっては、領収書を添付すること。

(6) 会計帳簿、領収書等を整備し、収支報告の日から5年間保管すること。

(7) 委託して調査を行った場合、その成果品を5年間保管する。

(8) 宿泊料は、1夜につき14,800円までとする。

(9) 会議食料費は、年間交付額の20パーセントを超えてはならない。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、平成25年3月1日から適用する。